国有財産売払公示書（先着順）

下記のとおり、国有財産を先着順により売払いします。

なお、当該物件はすでに一般競争入札を実施した結果、売払相手方が決定しなかったため、先着順により売払いしようとするものです。

記

１　物件

物件番号	所在地	区分	種目	数量	用途地域	売却価格(円)
2	愛媛県今治市本町七丁目甲８３７番１７	土地	宅地	124.47㎡	市街化区域	1,180,000円
3	愛媛県新居浜市平形町甲８１５番２３６	土地	宅地	68.95㎡	非線引都市計画区域	1,250,000円
4	愛媛県松山市谷町甲９７番１４	土地	宅地	152.02㎡	市街化区域	2,680,000円
6	愛媛県八幡浜市八代乙４６３番１８	土地	宅地	222.92㎡	非線引都市計画区域	4,900,000円
		工作物	囲障	29.90m		

２　売払方法

先着順とし、「普通財産売払申請書」の受付をもって契約相手方を決定します。

なお、受付は日を単位とし、同日に複数人の申込者があった場合には、抽選により決定します。

３　受付期間・場所等

（１）受付期間

令和２年７月１日（水）から令和２年８月３１日（月）

（２）受付時間

９時から１２時まで　１３時から１７時まで（土、日、祝日を除く）

（３）受付場所

松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎６階

愛媛労働局　総務部　総務課　会計第三係　℡089－935－5200

（４）申込方法

購入を希望される方は、上記３（３）へ連絡の上「普通財産売払申請書」等の交付を受け必要な添付書類とともに提出してください。

４　必要な添付書類

（１）個人の場合　住民票抄本及び印鑑証明書　各２通（発行後３か月以内のもの）

（２）法人の場合　登記事項証明書及び印鑑証明書　各２通（発行後３か月以内のもの）

５　申し込みに必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

（１）国との売買契約にあたりその能力を有していない者、契約の履行に関して不正行為をした者等、予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当する者

（２）国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第１６条の規定に該当する者

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請のある者

６　契約の締結

普通財産売払申請書受理後、２０日以内に契約を締結します。

７　売買代金の支払方法

契約締結日に契約保証金として売買代金の１割以上を現金により納付し、契約締結日を含め２０日以内（２０日目が土、日、祝日等金融機関の休業日となる場合は、直前の営業日）に売買代金のうち契約保証金を除いた代金を当局が発行する納入告知書により納付していただきます。

８　所有権の移転

売買代金の納入を確認後、所有権移転登記申請を愛媛労働局が行います。

９　その他

（１）物件の申し込みに当たっては、一般競争入札に付した際の条件を承継します。

（２）物件の引渡しは、現状有姿となります。

（３）売買代金に加え、所有権移転登記登録免許税及び契約書添付収入印紙税を負担していただきます。

（４）先着順による売払いのため、既に売払い済みの場合があります。

（５）本公示に定めのない事項については、会計法規の定めるところにより処理します。

（６）契約締結した内容については、公表します。

10　問い合せ先

松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎６階

愛媛労働局総務部総務課　会計第三係長

電話　０８９－９３５－５２００

以上、公示します。

令和２年７月１日

契約担当官

愛媛労働局長　縄田　英樹